

例

条

『市民協働推進条例』 『寄附によるまちづくり条例』 等を制定

市民、市民活動団体、事業者及び市が互いに連携し、協働によるまちづくりを進めるものです。

Q 制定した目的は。

A **市民協働推進課長** 地域課題の解決に向け、色々なセクターが連携し、効果的な取り組みを行っているところであるが、条例化することで、こうした取り組みをより一層広げるための条件、環境等の整備をしていくものである。

議案第5号
鶴ヶ島市寄附によるまちづくり条例
例について
寄附を通して、市民、企業、鶴ヶ島出身者などの意向を反映した政策を実施することにより、さまざまな人々の参加による個性豊かで活力あるまちづくりを進めるものです。

いただいた寄附金は、「寄附によるまちづくり基金」に積み立てられ、次の事業に活用されます。

- ・ 未来を担う子どもたちを応援する事業
- ・ 地域で支え合う健康・福祉のまちづくりのための事業
- ・ 身近な緑の保全と地球温暖化防止のための事業
- ・ 文化・芸術活動を振興するための事業
- ・ 活力に満ちたまちづくりのための事業

Q 制定した目的は。

議案第4号
鶴ヶ島市市民協働推進条例
について

A **保険年金課長** 契約行為等で金融機関に公的な証明を求められた場合に発行するもので、証明手数料として、200円を徴収するものである。

A **市民協働推進課長** 市民のニーズにあった事業を実施するための新たな自主財源の確保と、市民協働を進めるための、寄附を通じた新たな市民参加を目的としている。

議案第6号
鶴ヶ島市介護保険条例の一部を改正する条例
について
介護保険法施行令及び改正令の規定により、20年度における保険料率の特例を定めるもので、19年度同様激変緩和措置を継続するものです。

議案第7号
鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例の一部を改正する条例
について
健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、重度心身障害者医療費助成金の支給対象者の範囲を整備するものです。

議案第8号
鶴ヶ島市乳幼児医療費助成金に関する条例の一部を改正する条例
について
子育て支援の施策を充実させるため、子どもの入院に係る医療費助成金の支給対象者を中学校3年生までに拡大するものです。

議案第9号
鶴ヶ島市ひとり親家庭等医療費助成金に関する条例の一部を改正する条例
について

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、用語の定義について整備するものです。

議案第10号
鶴ヶ島市後期高齢者医療に関する条例
について
Q 市が行う業務の内容について。

A **保険年金課長** 保険料の徴収や徴収猶予等の受付となっている。

議案第11号
鶴ヶ島市国民健康保険条例の一部を改正する条例
について
市が行う保健事業として特定健康診査、特定保健指導等の追加をするものです。

Q 特定健康診査の内容は。

A **保険年金課長** 20年度から被保険者に義務づけられたメタボリック症候群や内臓脂肪に着目した健診で、中長期的な医療費の抑制と、被保険者の健康管理を目的に行うものである。

Q 特定保健指導は、どのように行うのか。

A **保険年金課長** 特定健康診査の結果、生活習慣の改善の必要な人について、「情報提供」「動機づけ支援」「積極的支援」の3パターンに分けて指導していくものである。



保険年金課窓口

Q 国民健康保険税が21・11割、一世帯平均34650円を引き上げる根拠は。

A **保険年金課長** 療養給付費(7・1割増)、後期高齢者支援金、特定検診等の増額である。

Q 一般会計からの法定外繰り入れを増額することはできないのか。

A **財政課長** 財政状況が改善されない限り、一般会計から多くを繰り入れることは難しい状況である。

議案第13号
鶴ヶ島市入学準備金貸付条例の一部を改正する条例
について

学校教育法の一部改正に伴い、引用している条項の整理をするものです。

議案第14号
鶴ヶ島市就学支援委員会条例の一部を改正する条例
について

学校教育法の一部改正に伴い、用語の整理をするものです。